

## 12章 管理運営・財務

### 12-1 管理運営

#### 12-1-1 理事会の役割

##### [現状の説明]

理事会は、学校法人の最高議決機関であり、本法人は寄附行為第19条第2項に、「理事会は学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。

その業務とは、学校法人の目的とする事業を達成するために必要な一切の事項を指す。そして、理事会が決定した業務を具体的に処理する業務執行は、対内的業務執行と対外的業務執行に分かれ、対内的業務執行は理事会が決定した組織に従って執行される。

本法人の最終的な業務決定機関である理事会は、年15回程度開催されている。

理事会を構成する理事は、学長、高等学校長及び事務局長在職中の職務上理事3名、専任教職員評議員から選出する理事2名、校友評議員から選出する理事2名、学識経験者評議員から選出する理事1名、前述以外の学識経験者及び教育又は経営経験のある者から選出する理事3名以上5名以内で、計11名以上13名以内となっている。また事務組織から事務局長、財務部長を職務上理事としている。

理事会で審議される事項は、毎週1回開催される常務理事会で予め協議・審議される。常務理事会は理事長、学長、理事から選出された3名の常務理事の計5名で構成され、オブザーバーとして事務局長、事務局として総務部長・総務課長が参加している。

また、常務理事会、理事会のメンバーである学長の下に教務・学生・就職・入学・図書館等の学事部門（教学部門）の事務組織が、総務、企画、情報、施設、財務、広報の各担当常務理事の下に管理部門（法人部門）の事務組織がおかれ、最終的に常務理事会、理事会が統轄する体制になっている。このことにより、学事部門、管理部門の意見、要望、提案等は、学長、各担当常務理事を経て常務理事会に諮られ、速やかに指示や可否の結論が出せる体制となっている。

さらに、学事部門（教学部門）の事務組織は大学執行部である学長、学長室直轄のスタッフとして、管理部門（法人部門）の事務組織は法人執行部である理事長、常務理事直轄のスタッフとして、それぞれ大学及び理事会の政策立案・決定に参画するとともに、その業務の執行を担っている。

なお、総務部長が招集者となって開催される事務組織の部長会にあっても、重要事項の協議・審議では常務理事も出席し、事務組織役職者と意見交換、要望の聴取を行なうことから、事務組織と学校法人理事会はいたって緊密な良好な関係が築かれている。

##### [点検・評価] [長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

システムのにも実際的にも学校法人理事会は、管理部門（法人部門）及び学事部門（教学部門）ともに適切な関係が築かれ、学園の政策立案・決定に参画してその業務の執行を担っているが、現状では各所属部署の関連業務内での係わりであることから、政策の全体的な積み上げ作業や調整が必要である。2009（平成21）年度からは、学園の経営を支援し、学園の将来構想・中長期計画の企画・立案の実施を目的に、常務理事会直轄の組織として総合企画室を設置し、上記課題の達成に向けた取り組みを行っている。

#### 12-1-2 学校法人事務局事務組織と教学組織との関係

##### [現状の説明]

私立大学は、設置者である法人と、教育研究活動を行う機関である大学の二重構造をもっており、これが私立大学の組織構造の特色である。その事務組織については、一般に法人直轄型、大学直轄型、法人と大学の二極型の三つに大別することができる。本法人においては、学校法人の下部組織である法人本部のもとに事務局を置き、大学のもとに大学事務局を置く二局体制をとっている。

法人事務局の組織は、常務理事会及び理事会に直轄した構成になっており、事務分掌規程に次のように規定している。

法人事務の円滑かつ効率的な推進を図ることを目的に、企画室、総務部、経理部、施設部、広報部、

情報システム部、事業部、学園創立125周年記念事業事務室及び八王子事務部を置いている（法人本部事務分掌規程第4条）。これらの組織は、法人執行部である理事長、常務理事直轄のスタッフとして、常務理事会及び理事会の政策立案・決定に参画するとともに、その業務の執行機関になっている。また、大学事務局の組織については、事務分掌規程に次のように規定している。

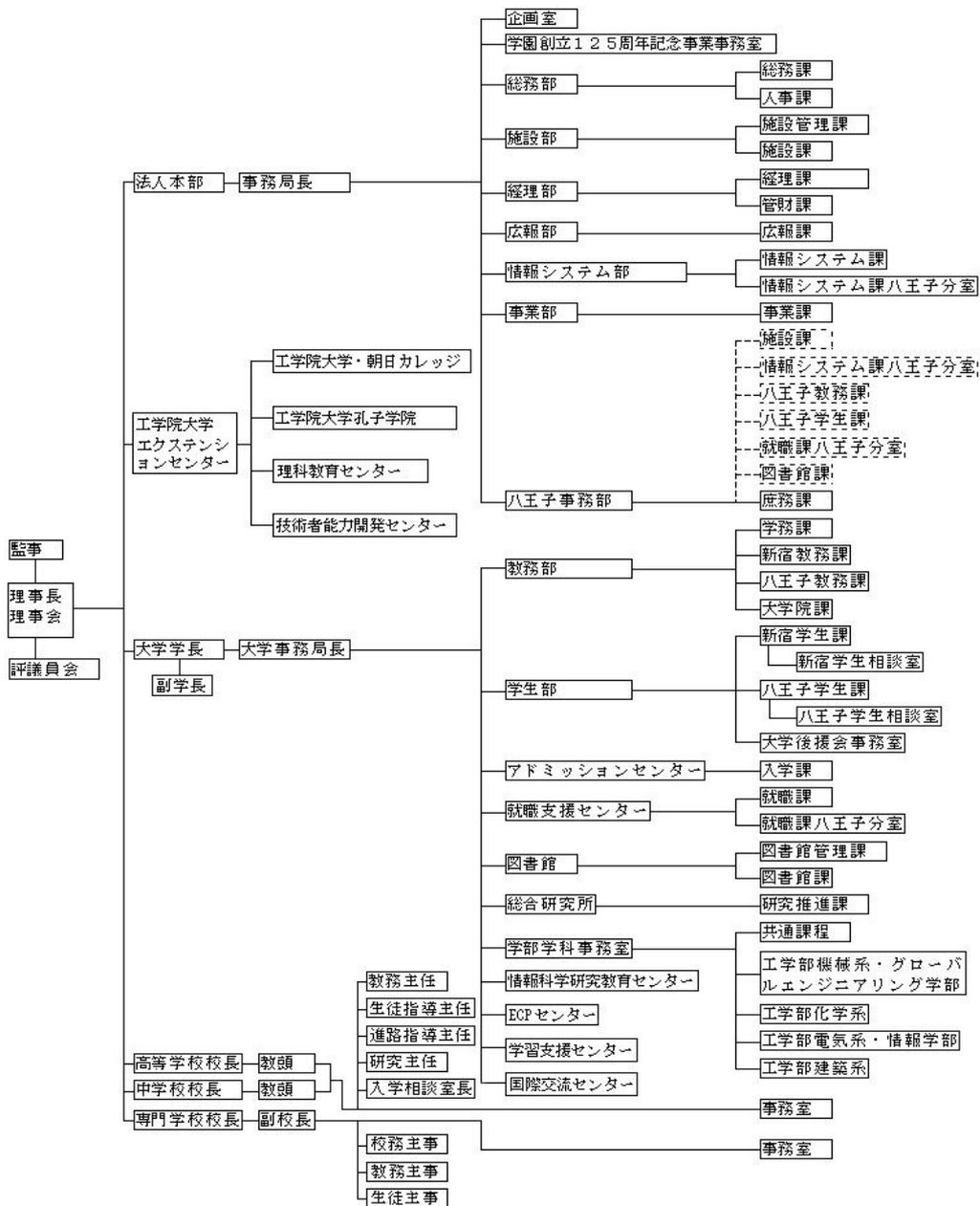


図 12-1 学校法人工学院大学事務組織図

大学事務の円滑かつ効率的な推進をはかることを目的に、教務部、学生部、アドミッションセンター、就職支援センター、図書館、総合研究所、共通課程・学部学科事務室を置いている（大学事務分掌規程第4条）。その組織図は図12-1のとおりである。学園全般の事務執行は、管理部門、教学部門の横断的協力により行われ、両部門の事務職員の人事異動を定期的、横断的に行うことにより、事務組織における連携協力を維持促進している。

教学組織は図12-2のとおり〔2008（平成20）年度現在〕であり、学長、副学長のもとに工学部第一部13学科、工学部第二部4学科、情報学部2学科、グローバルエンジニアリング学部1学科を設置している。また、大学院工学研究科は、5専攻を設置している。

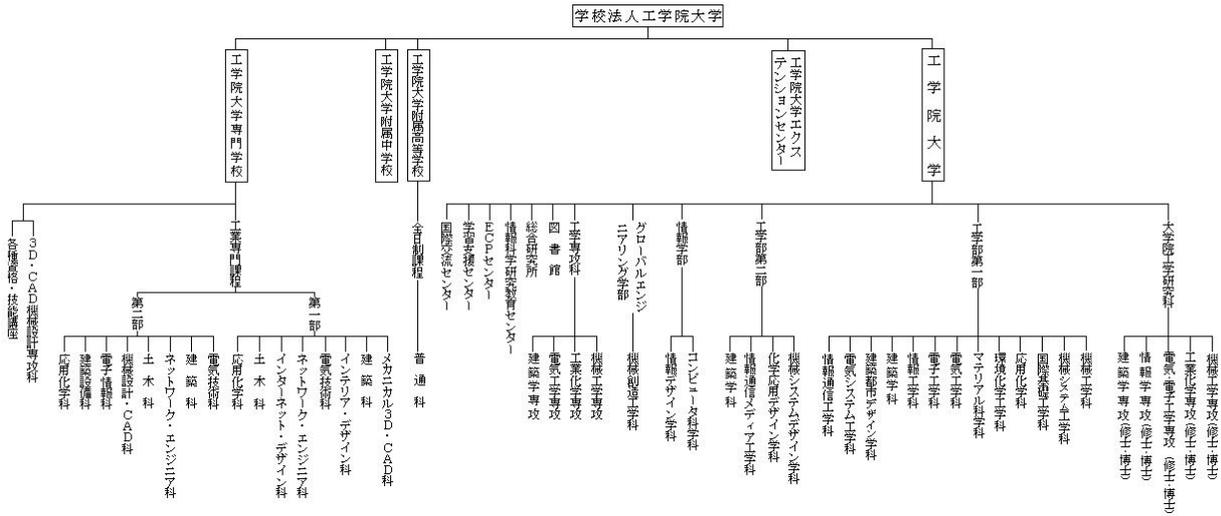


図 12-2 学校法人工学院大学教育・研究組織図

**[点検・評価] [長所と問題点]**

本法人の事務組織と大学の事務組織が二極分化していることは先述のとおりであるが、両組織ともに教学組織と連携をとりつつ、教学組織を支援する仕組になっている。

現状では、教学組織を直接的に支援する大学事務局の組織においては、事務組織の長を教員部長が兼任している場合がある。これは、教員との意思疎通を円滑にし、教学としての判断に基づいて事務を進める点で、長所である。その一方で、教員が本来の教育研究のほかに事務の一部を担うことにより多忙に拍車がかかり、事務職員が本来自らの責任と権限で行うべき業務についても判断を教員の部長に委ねるため、責任感を弱めているという問題点がある。このため、事務職員による事務部長を置いている。

また、前述のように、法人本部の事務組織は、法人の直接的な下部組織であることから、法人の意思決定に参加する仕組みや法人のコントロールを受ける仕組みがある程度明確なのに対して、大学事務局の事務組織については、大学自身が、法人組織と相対的に独立して運営されていることから、法人の意思決定に参加する仕組みは自ずと間接的にならざるを得ないということも問題点としてあげられる。

**[将来の改善・改革に向けた方策]**

事務組織の改善・改革の方向は、①事務組織の自立性を高める、②肥大化した事務組織を機能的に再編成する、③大学の管理運営に積極的に参画する事務組織とする、ことなどであろう。

特に、次の機能を最も効果的に遂行できるよう、不断の見直しが必要である。

- (1) 志願者確保の機能
- (2) 学修支援の機能
- (3) 在学生サービスの機能
- (4) 卒業生サービスの機能

この他に、機能強化が望まれる項目としては、①大学経営・政策立案の機能、②研究活動支援の機能、③国際化支援の機能、などがある。このため、大学に学習支援センター、国際交流センター、研究推進課を設置した。また、SSS（スチューデントサポートスタッフ）を組織し、来年度から法人に総合企画室を置くことが予定されている。今後とも大学に求められる活動を推進するために事務体制の強化を進めて行く。

**12-1-3 事務組織の機能強化に向けた取組み**

**[現状の説明]**

本法人では、私学のおかれている危機的環境を乗り越え、学園を維持発展させるため、事務職員の主体性の確立と管理運営意識の強化が不可欠であるという認識に立って、事務組織の体制整備を検討し、法人本部における事務局長と大学における大学事務局長の新設、大学事務組織における教員役職者（教員部長、教員所長）を「委員会等を掌理し、その部署を代表する」役割とし、各所属部署における事務の統括、掌理、調整というこれまで教員役職者が担ってきた役割を各部署の事務部長が担うことに事務組織分掌を変更している。

また、事務組織の専門性の向上、事務職員の基礎的な力量形成と能力の質的向上、継続的な職務能力の開発等を狙いとして、学内外の研修会等に積極的に参加する取り組みを行なっている。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

事務組織全体について、職位における権限の明確化、職員一人一人が備えなければならない能力の明示が、やや不十分であり、今後、継続的に取り組む必要がある。

学事部門（教学部門）について言うと、これまで教員役職者（教員部長、教員所長）が担ってきた事務の統括、掌理、調整という役割うち、例えば事務職員の人事、予算の基本編成、予算執行、管理部門との各種調整、等々は事務部長の専権事項、決裁業務として定着しており、大幅に業務の効率化が進んでいる。

現状の説明に記したとおり、事務組織分掌の変更が行われているが、今後更なる業務の効率化を図るためにも、変化する状況に応じて適宜、事務組織再編が不可欠となる。

また、事務職員がプロフェッショナルとなるため、専門性の向上、個人能力の質的向上及び継続的な職務能力の開発を常に目標とし、学内外の研修会等への積極的な参加の推奨、機会の保障を堅持することとする。

#### 〔将来の改善・改革に向けた方策〕

管理部門と教学部門の組織が、それぞれの目的を達成するため、組織及び人員配置の見直しが必要である。教育研究支援のさらなる、効率化、高度化を目指して、組織の再編案を検討する必要がある。

今後取り組む課題は、次のとおりである。

##### 1) 学部学科事務室の機能統合

- (1) 第一段階として、各学科系列に1名ずつの専任職員とパート職員を配置する。
- (2) 事務室を一カ所に統合することも視野に入れて検討する。
- (3) 他部署と業務の重複がないか見直し、学科事務としての必要不可欠な業務を明確にする。

##### 2) 教務課・学生課の合併を含む、新宿・八王子の窓口業務の整理

- (1) 学生から見て、利用しやすく相談しやすい窓口を構築する。
- (2) 学生の生活や学習支援をより強化する事務体制をつくる。

##### 3) 図書館と情報科学センターの機能統合

- (1) 学術情報の管理や提供する業務を統合し、学生や教職員が使いやすい場所と情報を提供する。

##### 4) 入学課と広報課との機能統合

- (1) 125周年に向けてのビジョンに合わせて、事務組織を再構築する。

##### 5) 法人事務と大学事務との整理統合

- (1) 法人事務と大学事務との整理統合（シンプルな組織）、事務組織を6部程度にする。
- (2) 教育組織と事務組織の区分けと連携をはかる。
- (3) 細かく分割された組織でなく、お互いにサポートできる体制とする。
- (4) 意思伝達の迅速化、効率化を図れるよう、意思決定のフローを決める。
- (5) 八王子事務体制の整備充実を図る。
- (6) 職員一人ひとりが、それぞれの役割を十分に発揮できるしくみと環境を整備する。
- (7) 問題意識を常に持つ職員を育成する。

##### 6) 学長補佐、教育系役職者の位置づけと決定プロセスの明確化

## 7) 学習支援センターと共通課程教員のコラボレーションの必要性

**12-1-4 環境対策・安全と安心**

## 〔現状の説明〕

## 1) 施設・設備の環境対策

量的拡大、質的向上が進むと長期に亘る保全計画、徹底した保守・管理システムが求められる。建物の社会、環境負荷の軽減、合理的・経済的運営、総合的防災対策を維持、管理体制の中心として位置付けている。維持管理には日常管理、定期管理、劣化診断、補修、修理、更新など短期、中期、長期の目標があり、原則として予防保全を行い、長期の保全計画に重点を移している。

一方、衛生や安全・安心を確保するためのシステムについては、防火・防災訓練の実施、防災マニュアルの作成と配布などが挙げられる。

外構、建築、設備については一、二級建築士、電気主任技術者（3種）、一、二級ボイラー技士、高圧電気工事技術者、電気工事士などを専任職員として配置し、施設部にて統括管理している。植栽、建築本体、什器、受電設備、照明設備、電話設備、LAN設備、空調設備、給排水衛生設備、防災設備、昇降機設備などについて、それぞれ専門業者と保守契約を締結し、維持管理を行っている。（施設設備の維持管理は法人が管轄し、財産としての保全部は総務部が、建物の建設、修理などは施設部があたっている。）

室内環境については、建築物環境衛生管理技術者を専任職員として配置し環境の管理を行っている。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく2ヶ月に1回の室内環境測定を行い、環境の改善につとめている。清掃については清掃業者と請負契約を締結し実施している。特に講義のために使用する教室など学生使用施設については早朝清掃作業を実施し環境維持につとめている。

実験室における特殊な実験機器は、その利用状況が研究テーマごとに異なり、各教員が管理を行っている。特に薬品を用いる化学系については管理規程を設け相互管理の徹底に努めている。

## 2) 地震防災対策

理事会では「Dash21」の重要課題のひとつとして、地震防災対策の実施を取り上げ、2007（平成19）年度から様々な活動を展開し、2008（平成20）年10月22日は、新宿校舎にて地震防災訓練を実施した。さらに、地震防災訓練の一環として、新宿区、東京医科大学病院、新宿駅周辺滞留者協議会などと協働した大規模な発災対応訓練・駅前滞留者訓練なども新宿校舎及び新宿駅周辺で実施し、新聞各紙やテレビニュースにも取り上げられた。

昨年度整備した備蓄・防災資機材の充実を図るため、救出・救助機材に加え、長期にわたる避難生活に必要な発電機や照明器具、非常食などを追加整備した。11月25日には、学生、教職員、近隣住民が連携し、それらを実際に利用した地震防災訓練も実施した。

10月22日に新宿校舎を中心に実施した大規模な地震防災訓練では、八王子キャンパス地震防災対策WGを中心に庶務課内に八王子校舎の災害対策本部を設置し、新宿校舎内の災害対策本部ならびに八王子市と連携した災害対策本部運営訓練を実施した。

八王子校舎においては、中野甲和会を中心とした地域住民の方々にも全面的に参加いただき、2008（平成20）年11月25日に地震防災訓練を実施した。また、非常食や防災用品の確保も行い、八王子市と23大学による「災害時備蓄等の物資の供給に関する相互応援協定」への対応も行った。八王子市と「災害時ボランティアに関わる相互協力に関する協定」について話し合いを進めた。「災害時ボランティアに関わる相互協力に関する協定」については、次年度は、学生支援GPの取り組みと連携して、具体的な協定内容の検討と、八王子市との協定締結を進めていく予定である。

実験研究の災害、環境汚染防止のため「環境汚染対策委員会規程」「環境汚染防止規程」、「特殊材料ガス等保安管理規程」、「同委員会規程」、「医薬用外毒物劇物危害防止規程」、「同委員会規程」、などを設けている。このうち「環境汚染対策委員会」は化学系の教員、事務系担当部長他の職員を中心に組織した実験研究による災害防止、環境汚染対策の中核となる全学的な組織であり、上部団体の私立大学環境保全協議会に加盟している。

## 3) 危険物・廃棄物・公害防止対策

東京都指定の危険物取り扱い主任者、特別管理産業廃棄物責任者、廃棄物管理責任者を施設部に配置し管理を行っている。諸官庁の指導により年度初頭に年間廃棄物処理計画を提出、次年度初頭に結果報告を行っている。東京都の廃棄物削減指導に従い新宿キャンパスでは約90%の紙類リサイクル率を達成している。また、公害防止については東京都指定の公害防止管理者を選任し、専門的分析業者に委託し排水の水質検査を月1回行い監視を行っている。

本学は、理念・目標である「持続型社会をささえる科学技術をめざす」を実現するために種々取り組みを行っているが、ISO14001 の認証を取得に対する取り組みも重要な要素である。前述のように、2000（平成12）年9月に活動開始を宣言し、環境委員の養成、組織づくりのため1年の準備期間を経て2001（平成13）年11月にISO14001 の認証を取得した。

本認証は1年ごとのサーベイランスによる環境マネジメントシステムの実行状況と3年目の更新審査というサイクルで運用され、書類審査、現場審査を通して環境マネジメントシステムが有効に運用されているかどうかの検証が行われる。2006（平成18）～2008（平成20）年度の間には、2007（平成19）年に更新審査を受け、承認された。

#### 4) 防災及び災害時のボランティア活動に関する相互支援協定（締結）

本学と東北福祉大学の2大学並びに本学と神戸学院大学、神戸女子学院、兵庫医療大学、大妻女子大学の5大学は、減災・防災及び災害時のボランティア活動に関する「情報、情報サイトの共有及び相互利用」「活動を担う人材の育成及び活動支援」「イベントの開催、後援等の支援」「事業における講師派遣」「調査、研究、教材等の作成」「コーディネートとの協力並びに支援」の連携・協力の推進を目的とした協定を締結した。

支援協定締結日は下記のとおりである。

(1) 工学院大学と東北福祉大学 2009（平成21）年3月9日

(2) 工学院大学、神戸学院大学、神戸女子学院、兵庫医療大学、大妻女子大学の5大学  
2009（平成21）年3月17日

#### 5) 防災訓練の実施、安全マニュアルの作成

特に、新宿キャンパスは高層棟校舎である関係から、いったん火災などの災害が発生した場合には多くの人命が失われる危険性をはらんでいる。したがって、定期的な防災避難訓練の実施など、教職員ならびに在籍する学生に対して常に安全に対する意識を喚起しておく必要がある。このため、教職員・学生全員に配布するマニュアルの作成準備を進めた。

### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

#### 1) 施設・設備の環境対策

新宿キャンパスは竣工後20年を経過した完全空調の高層ビルであり、設備保守、清掃など環境整備も行き届いており良好な教育・研究環境を実現している。八王子キャンパスにおいては再整備計画がスタートし研究センター、教室棟を中心に整備してきたが、その後、学習支援センター、夢づくり工房、化学系研究室を備えた工房・化学実験棟、学生委員会室、食堂、売店を備えた学生センターが新築され、学生、研究者のための教育・研究・生活のための環境が整いつつある。このような環境整備の充実とともにエネルギー、維持管理に関する費用が増大しつつあり、省エネルギー対策も緊急課題となっている。また、長期的な設備更新時期及び費用の見通しを把握する必要がある。

#### 2) 人的管理体制について

本学は技術系大学であることから種々の技術的要求に答えるため、従来より専門的な技術職員の配置は充実しており、ハードの設備の維持管理体制は良好であると考えられる。一方で実験研究分野は非常に専門化しており、危険物の把握、その他の安全管理、実験研究災害に対する管理体制は学科系列の自主的な管理に委ねられているが各分野を統括した全学的な管理体制を整えることも課題となっている。

#### 3) 地震防災対策

(1) 今年度から、新宿校舎に続き、地震防災対策タスクフォースのもと、八王子校舎でも八王子キャンパス地震防災対策WGを立ち上げ、本格的な地震防災対策を開始した。八王子校舎は、広域避難場

所に指定されており、大学として地域と日常から連携できないかという課題があった。そこで、八王子キャンパス地震防災対策WGメンバーの建築学科久田教授・村上准教授を中心に、まずは、4月に建築系が実施した新入生のオリエンテーションキャンプに参加してもらうことからはじめ、顔のみえる関係づくりを進めた。7月と10月には、地域住民と学生と一緒に地域の防災点検を行い、地域点検マップづくりを行った。完成したマップは、地域住民が作成した災害時の行動指針とセットにして、実用的なマニュアルとして全戸に配布するよう八王子市と調整を進めている。次年度の4月中には印刷・製本が終了し、町会を通じて配布される予定である。

また、上記②の地震防災訓練に地域住民にも参加していただき、応急救助訓練や資機材操作、非常食の試食などを一緒に行った。次年度は、地域住民と連携したより高度な地震防災訓練へと発展させていく予定である。

こうした地道な活動を通じて、地域と大学が密着した交流と地域連携が図られ、お互いの理解も深めることができ、平常時・災害時の双方での効果が期待できる。

上記については八王子市からも地域連携の良い事例として大いに期待されており、町田市との連合町会から中野町甲和会へ視察にきたり、八王子市の広報のなかでも本学と取り組みが報告されたりしている。次年度は、学生支援GPの取り組みの中で、中野町甲和会との連携体制づくりを進めつつ、さらには大学を地域防災拠点とした防災まちづくりへと発展させていきたいと考えている。

#### 4) 危険物・廃棄物・公害防止対策

大学の教育・研究など活動にとまない、各種の廃棄物が生じるが、上記のように環境保全や公衆衛生の面から、関連法規（「公害対策基本法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、下水道法」等）を遵守し、適切処理に努めている。

なお、廃棄物の処理方法としては、方法自体の問題や、その処理に多額の費用を要するなどの問題点がある。現行の処理方法に満足することなく、改善、改革してゆくことが重要な課題である。

### [将来の改善・改革の方策]

#### 1) 環境対策

##### ① 長期更新計画

一般的に新築建物は初期投資削減のため素材が安価なものとなりがちであるが、多少高価であってもメンテナンスに費用を要しない材料を用い高級感とライフサイクルコストの低減を同時に実現したい。また、特に新宿校舎においては竣工後20年以降の設備更新計画の策定が不可欠である。現在、施設担当常務理事を中心に対策を検討中である。

##### ② 管理職員

維持管理のための技術職員は分野が専門化している。財政健全化を目的とした職員人件費率の低減のため建築、電気設備、空調設備、衛生設備などの各分野に専門職員を配置することは困難になりつつある。そのために同時に複数分野の知識を持った技術職員の養成、資格の取得などが不可欠である。

##### ③ 管理体制

新宿キャンパスと八王子キャンパスにおいて、建物や校地の様態が大きく異なり、それぞれについて法令に従って適切な維持管理を行っている。特に新宿キャンパスは高層ビルの校舎として我が国初めてのものであり、そこでのノウハウは多くの大学にとっても将来計画にとって意義のあるものとなる。

今後は、法人部門の管理だけでなく、大学においても適切な体制を設けて組織的に取り組みを進め、速度が一層速くなる大学改革に対応して管理を行っていくために大学と法人との連絡調整を一層進めるとともに、こうした衛生・安全の問題を教育と研究に生かしていくことは意義があり必要でもある。

##### ④ 衛生安全

衛生安全に関しては建物の老朽化とも関わりがあるので、長期的な計画を立てて改修、建て直しなどを進めていくことも必要である。現在そのような計画を検討中である。

新宿、八王子校地ともに、エネルギー費の削減は急を要する。新宿校地の熱源料金は夏期の冷房料金が圧倒的に高価であるため、夏期の空調室内温度を27℃に設定し、省エネルギー対策のための設備更新、運用改善を行い空調負荷の節減につとめている。電気料金については照明点灯の運用改善、省エネ型照明の導入など対策を講じつつある。今後、設備更新時期には照明回路単位の細分化、空調ゾーニングの細分化を図り、細かな運用対応ができるよう改修してゆく必要がある。1) 防災対策

## 2) 地震防災対策

災害時は授業期間中に起きることも可能生が高く、学生の誘導には教員参加が不可欠であるため、防災訓練の教員、学生参加が重要であり、啓蒙活動を行う必要がある。

学生の喫煙については、全館禁煙方式とし、学生部が中心となって指導を行う必要がある。実験研究のため薬品の把握を事務系管理部門が前記環境汚染対策委員会と連携して行い、実験研究の運用状態を知り危険度を評価し安全対策を検討する必要がある。

## 12-1-5 ハラスメント対策と個人情報保護等

### 1) ハラスメント対策

#### 〔現状の説明〕

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みは、2001（平成13）年度から始まり、現在に至るまで、継続的に取り組んでいる。幸いにして、この間セクシュアル・ハラスメントに該当する事案はなく、未然防止の効果は大きく現れていると考えられる。

ハラスメントの防止で心掛けるべきことは、まず起きない環境を作ることである。万一起きた場合は適切な対応をとって速やかに解決することが必要である。そのために、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定し、啓蒙活動として、学生に対しては、ハラスメントに関するパンフレット「快適なキャンパスを守るために」の配布、学習の手引となる「学習便覧」、学生広報誌「SCAT」、ホームページを通じて広く周知している。

また、新宿・八王子キャンパスに、学生相談室、健康相談室を配置し、それぞれ専門知識を有する専任の職員を配置しながら、同時にセクシュアル・ハラスメント相談員を配置している。相談員の氏名、所在場所、メールアドレス、電話番号を公開して、いつでもどこでも気軽に相談できる体制を整えている。

しかしながら、近年では、性的なハラスメントだけではなく、教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な言動指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与える「キャンパス・ハラスメント」、就学上または就労上の力関係を利用して、その権限を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与える「パワー・ハラスメント」、その他「アルコール・ハラスメント」等に対する対応が求められている社会的背景があり、このような社会的背景に配慮し、体制整備を行っている。

その一環として、部活動や研究室単位での無謀な飲酒、強要的な飲酒を防止する必要から、パンフレット「命を大切に」を配布すると共に、保健体育科目でアルコールパッチテストを実施し、学生自身のアルコールに対する耐性を認識させている。これは、「アルコール・ハラスメント」の防止に大きく寄与しているところである。

#### 〔点検・評価〕〔長所と問題点〕〔将来の改善・改革に向けた方策〕

セクシュアル・ハラスメントに関する防止対策については、該当事案が発生していないことから、その防止効果は十分に表れていると自負できる。

しかしながら、前述したとおりセクシュアル・ハラスメント以外の「キャンパス・ハラスメント」や「パワー・ハラスメント」等については、未だ規程化されてはいない。今後、ハラスメントの全てを包括した「ハラスメント防止規程」、「ハラスメント対応委員会規程」及び「ハラスメント防止のガイドライン」に加え、ハラスメント相談員が具体的かつ迅速に行動するための「対応マニュアル」の整備が急がれるところである。

また、キャンパス・ハラスメントに関しては、大学における通常の教育研究活動の中で、教職員と学生が常に接する部分で起こり得る可能性が大きい。ハラスメントは受け手の問題ではあるが、教職員側の常識と学生側の常識のギャップが、ハラスメントとしての意識がないままハラスメントとなる可能性があり、その場合、教育研究活動の大きな支障となりかねない。

教育研究の遂行上、教職員が学生に対して、教授する過程では熱く強く指導することは、当然のことであり、それが許容できない学生にとっては、それをハラスメントと感ずることもあろう。それを懸念するあまり、教員が教授することを躊躇したり、指導すべきことを省くことは、教育機関としての重要な機能を損なうことが懸念される。

今後、「ハラスメント」に関する規程の整備とともに、教職員に対しては、「ハラスメント」の実例を紹介し、教職員の「ハラスメント」の認識、現代学生の「ハラスメント」に対する耐性度合いを意識させながら、「相手を尊重する」ことを目的とした研修を常実施し続けることが必要となる。

これは、「ハラスメント研修」ではなく、「相手を尊重する研修」として、教職員のみならず学内学生に対しても広く公開したい。

学生自身にも、「相手を尊重する」ことは、当然のことながら必要であり、近い将来には社会人となり、否応なく「ハラスメント」社会の過中に巣立つことを考えれば、これらの取り組みは、教職員と学生（父母）とが共に認識すべき問題として、対応したいところである。

## 2) 個人情報保護

### [現状の説明]

個人情報保護に向けた取り組みとして、2003（平成15）年5月に成立した「個人情報の保護に関する法律」の2005（平成17）年4月1日からの完全施行を前に、本学園では、「学校法人工学院大学プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」を2005（平成17）年1月12日付で制定した。さらに、本学園が所有・取得する個人情報の適正な取扱いを図るため、「個人情報の保護に関する規程」を2005（平成17）年4月1日付で施行している。本規程では、教育機関として個人情報保護の重要性に鑑み、学生・生徒をはじめ学園に関わるすべての構成員の個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、併せて学園の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを、その目的としている。

また、2008（平成20）年から準備をすすめ、2009（平成21）年3月に「学校法人工学院大学情報セキュリティポリシー」を制定した。情報セキュリティポリシーの方針は、「学園の全構成員が、個々の活動の中で情報資産を不正アクセス・誤使用などから守るため、また、情報セキュリティ事故を未然に防ぎ、発生した事故の損害を最小に抑えるための対策の指針として、情報セキュリティポリシーを制定する。」となっており、個人情報保護と一体となつての学園内での周知徹底を図っている。

### [点検・評価] [長所と問題点]

「個人情報の保護に関する規程」及び「情報セキュリティポリシー」に則し、学園内外において個人情報保護につき十分な配慮がされ、取り組みがされているものと評価する。

2006（平成18）年から導入をされたポータルサイトシステムに関わる閲覧権限等の運用強化、法人・大学各部署においては個人情報保護のより徹底に努めたい。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後、学園内外への個人情報保護に関する姿勢の発信に努めるとともに、情報漏洩等の事故が発生した際のマニュアルの整備他、危機管理の観点からの対応を促進していくことが課題である。学園内はもちろんのことであるが、個人情報取扱事業者保険の加入契約を通じた学園外のコンサルティングの活用等も視野に入れ、リスク回避への積極的な展開を図っていきたいと考える。

## 12-1-6 情報セキュリティポリシー

[現状の説明] [将来の改善・改革に向けた方策]

学校法人工学院大学の目的である教育および研究を行うためには、情報を有効活用することが重要である。高度情報社会の中で情報を有効活用し、学園の目的を安全に遂行するためには、学園の情報資産に対し安全性を確保することが不可欠である。情報資産の安全性が確保されなければ、学園の教育・研究活動の停滞、学園に対する信頼の喪失などの被害が想定される。したがって、学園の学生・生徒、教職員などすべての構成員が、情報資産の価値を認識することが肝要であり、自身の情報を守るだけでなく、他者の資産も侵してはならないものとして行動すべきである。学園の全構成員が、個々の活動の中で情報資産を不正アクセス・誤使用などから守るため、また、情報セキュリティ事故を未然に防ぎ、発生した事故の損害を最小に抑えるための対策の指針として、情報セキュリティポリシー施行に向けて検討を行った。

## 12-2 財務

### [現状の説明]

大学全入時代を迎え、高大接続は「選抜」から「相互選択」へと移行しており、学生生徒募集競争は、さらに激しさを増している。「高い教育的付加価値」を付与できる「独自の教育方法」を確立し、「積極的な学生生徒支援」を実行することが「学生生徒に選ばれる学園」になる必須要件となっている。工科系大学としては、実践力溢れる技術者の育成、21世紀が求める持続型社会の実現に貢献できる広くグローバルな視野と見識を身につける教育を積極的に実行する責務がある。この環境下、本学園は永続性を維持し将来に向けて発展するため、教育研究体制の充実・整備を行いつつ、財政基盤の強化に努めている。

### [点検・評価]

近時、学納金・帰属収入が増加傾向にあり、消費支出比率が改善傾向にある。引き続き独自の教育方法と学生支援を推進し、志願者・入学者を確保、学納金を安定確保することにより、帰属収入の安定化を図り消費支出比率の改善を行う必要がある。

寄付金比率が劣り、私大平均水準への引き上げ努力が必要である。補助金比率がやや低下傾向にあり、積極的な推進が必要である。

資産負債構成関係財務比率については、私大平均比高い水準を維持、安定した財政基盤を有している。(財務状況は、本章末を参照のこと)

### 12-2-1 予算配分と執行

#### [現状の説明]

1) 「2008(平成20)年度予算編成方針大綱」の中で、帰属収支差額比率2%改善を目指し、経費の節減徹底(光熱水費を中心とした経常的経費)と投資の重点志向を行うことを強調した。

2) 2008(平成20)年度予算は、125周年時の学園像を明確にし、計画目標を推進するとともに、「教育改革推進・研究推進—学園競争力の強化」「独自の教育方法充実と国際化推進」「積極的な学生支援」「情報環境・教育環境の充実」「社会貢献・生涯学習機会の提供」の主要施策を重点とした予算編成を行った。

#### [点検・評価]

本学園の年度別予算編成は、理事長発信の「予算編成大綱」から始まる。この大綱は、中長期事業計画に基づく「事業計画進捗状況」の把握、「次年度事業計画」、さらに環境変化・財務状況等を勘案し作成され、常務理事会・理事会の議を経た後発信される。その意味で、年度ごとに常に経営環境を把握し、事業計画の進捗を評価しながら、次年度予算を編成できる体制となっている。

### 12-2-2 教育研究目的・目標を実現するための財政基盤の充実度

#### [現状の説明]

引き続き、2号基本金および特定資産の計画的積立を実行しつつ、教育研究経費に対する投資は高い資金配分を維持してきた。

主要施設設備投資；

2006（平成18）年度

教育施設：学習支援センター、学生ホール・夢づくり工房

研究施設：応用化学科研究室

2007（平成19）年度

教育施設：スチューデントセンター、新教育体制新宿整備

研究施設：犬目校舎空調取付

2008（平成20）年度

教育施設：5号館空調機更新、コンピュータマシン室空調設備増強工事

研究施設：生体医工学研究センター、クリーンルーム設備

#### [点検・評価]

財政基盤の確立には、帰属収入の大部分を占める学納金の安定的確保が重要である。本学園の学納金は、2007（平成19）年度から増加に転じた。しかしながら、私学の経営環境は極めて厳しい状況にある。学生のニーズの多様化・それぞれの学生に対応した教育方法・グローバル環境に対応等教育経費は増加傾向にあり、経費の節減続行・外部資金導入増加努力等により安定した帰属収支差額を確保し、事前資金手当ができる体制を維持することが重要である。

### 12-2-3 中・長期的な財政計画と将来計画との関連性、適切性

#### [現状の説明]

「ダッシュ21計画（2006（平成18）－2010（平成22）年度）」の中期教育研究・経営計画に基づき、中長期計画を策定済である。

財政計画計画もこの5カ年計画に基づき学生数・学納金・教職員数・施設設備投資・資金手当等各種シミュレーションを行い、策定を進めている。毎年環境変化・財務状況等を反映し、見直しを行っている。

以下の数値は財政計画の重要なポイントとなっている。

ア．学生生徒数計画 イ．教職員数計画 ウ．主要事業施設投資計画

#### [点検・評価]

本計画は、常務理事会、理事会メンバーでの議論にとどまっている。

125周年学園像の立案過程の中、関係部署において上記3項目を十分検討議論する必要がある。

### 12-2-4 財務バランスの適切性

#### [現状の説明]

- (1) 引き続き帰属収入の安定化を図り消費支出比率の改善を目指す。
- (2) 資産負債構成面は、私大平均比高い水準を維持、安定した財政基盤を有している。収入の増加を図り、財政基盤を確立させ、教育研究へ資する体制を確立していきたい。

### 12-2-5 監査システムとその運用

#### [現状の説明]

本学園の監査システムは、私立学校法に基づく監事による監査および私学振興助成法に基づく監査法人による監査のほか、平成17年度より内部監査委員による監査制度を設けている。

監査法人による監査執務時間（延べ時間）は、下記のとおりである。

2006（平成18）年度 825時間

2007（平成19）年度	763 時間
2008（平成20）年度	762 時間

2006（平成18）年度から監査法人と監事との定期的打ち合わせの回数を増やすなど、より精度の高い監査システムを構築中である。

#### [点検・評価]

本学園の監査システムは、よく機能していると判断する。監査法人監査は、細部にわたり監査を行い厳格なチェックを行っている。

### 12-3 外部資金等

#### 12-3-1 科学研究費補助金等

##### [現状の説明]

科研費についてはこの数年、新規申請数では80件以上であるが、採択数では15件前後を推移している。政府等の競争的資金を毎年10件程度受け入れている。受託・共同研究費および研究助成財団寄付金はそれぞれ300件程度を前後している。これらの合計金額は、2億円を超えている。しかしまだ全教員が応募し獲得するようにはなっていない。特定の教員に集中する傾向がある。研究資金の募集情報をポータルサイトに掲載し、研究費獲得支援を行っている。

##### [点検・評価] [長所と問題点]

科研費その他の競争的資金をはじめ外部の研究資金の導入を積極的に進める方針をとっており、近年応募が増加している。特に競争的資金への応募がなされ、採択されていることは特筆すべきである。これらの合計は、3億円を超えて、本学の研究資金を大きく支えている。また、科研費の不正使用発覚に端を発して、競争的資金を応募する場合は研究者の所属する研究機関に不正防止システムを構築することが義務付けられ、その実施状況を年1回文部科学省に報告することが求められている。このため競争的資金の管理には、人的コストが多く必要となっている。

##### [将来の改善・改革に向けた方策]

近年、科学技術の発展はめざましいが、研究の高度化とともに研究経費も高額化している。大学として十分な研究を進め教育活動を豊かに進めるためには、学納金だけに依存するのではなく、外部資金を積極的に獲得することが重要である。

競争的資金の間接費は科研費の場合、近年多くの研究種目に措置され金額も増大し、大学の運営資金としても寄与している。これを利用し前述の増加する人的コストに対処することにより、管理を充実させ社会的責任を果たすことにつなげたい。このため外部資金獲得のための支援体制を強化することが、必要である。

#### 12-3-2 共同研究費の制度化

##### [現状の説明]

総合研究所プロジェクト研究、総合研究所における3研究センター（NASIC、POSTEEC、BERC）プロジェクト研究費、産学共同研究センターを活用した受託研究費など共同研究費の活用に向けた体制の整備が進んでいる。具体的には、表12-1のとおりであり、教員一人当たり換算するとこれらの3研究センターでは、NASICが、約40万円、POSTEECが約148万円、BERCが約104万円になっている。

##### [点検・評価] [長所と問題点] [将来の改善・改革に向けた方策]

プロジェクト研究に参加している教員にとっては、共同研究費がある程度の額が割り当てられている。これらの共同研究の実施は、本学の研究の高度化を、大学院生を参加させながら実現している。このような大学としての研究活動は教育と研究の融合であり大学院教育の充実にも寄与し、教育シス

テムの構築を含む本学の特色となるべく実行中である。

表 12-1 学内共同研究費

大学・学部・大学院研究科等	総 額	研究小課題数
総合研究所BERC	26,076,000	25
総合研究所NASIC	17,113,000	43
総合研究所PostEEC	53,098,000	36
総合研究所プロジェクト研究	23,000,000	16
総合研究所一般研究	9,000,000	27
計	128,287,000	

- 1 2008（平成20）年度の実績
- 2 ここでいう「学内共同研究費」とは、予算上措置されている研究費で、個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される競争的な研究費（いわゆる学内科研費）を指します。

## ◆財務の経年比較 2006(平成18)年度～2008(平成20)年度

## 1. 消費収支の推移

(単位:百万円)

科目		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
			決算額	決算額	決算額
消費収入の部	帰属収入	学生生徒等納付金	8,694	8,753	9,073
		手数料	267	252	233
		寄付金	213	138	192
		補助金	1,717	1,619	1,610
		国庫補助金	1,308	1,182	1,162
		地方公共団体補助金	409	437	448
		その他補助金	0	0	0
		資産運用収入	251	290	338
		資産売却差額	0	1	0
		事業収入	349	322	321
		雑収入	371	336	454
			帰属収入合計	11,862	11,711
		基本金組入額合計	966	688	591
	消費収入の部合計	10,896	11,023	11,630	
消費支出の部	人件費	6,250	5,980	6,022	
	教育研究経費	4,385	4,297	4,162	
	(内、減価償却額)	( 1,652)	( 1,584)	( 1,485)	
	管理経費	785	780	761	
	(内、減価償却額)	( 62)	( 66)	( 97)	
	借入金等利息	0	0	0	
	資産処分差額	47	134	43	
	徴収不能額	0	4	0	
	徴収不能引当金繰入額	1	1	0	
	消費支出の部合計	11,468	11,196	10,988	
当年度消費収支差額		△ 572	△ 173	642	
前年度繰越消費収支差額		440	△ 98	△ 57	
基本金取崩額		34	213	341	
翌年度繰越消費収支差額		△ 98	△ 57	926	

## 2. 資金収支の推移

(単位:百万円)

科目		年度		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
		決算額	決算額	決算額
収入の部	学生生徒等納付金収入	8,694	8,753	9,073
	手数料収入	267	252	233
	寄付金収入	118	104	145
	補助金収入	1,717	1,619	1,610
	資産運用収入	256	286	336
	資産売却収入	1,000	503	0
	事業収入	349	322	321
	雑収入	371	336	453
	借入金等収入	0	0	0
	前受金収入	1,678	1,735	1,702
	その他の収入	1,782	1,930	728
	資金収入調整勘定	△ 1,982	△ 2,003	△ 2,256
	前年度繰越支払資金	3,513	3,612	4,990
	収入の部合計	17,763	17,449	17,335
支出の部	人件費支出	6,450	6,124	6,144
	教育研究経費支出	2,727	2,710	2,671
	管理経費支出	723	715	664
	借入金等利息支出	0	0	0
	借入金等返済支出	4	1	0
	施設関係支出	632	958	77
	設備関係支出	758	600	465
	資産運用支出	2,952	1,127	1,261
	その他の支出	744	860	673
	資金支出調整勘定	△ 839	△ 636	△ 788
	次年度繰越支払資金	3,612	4,990	6,168
	支出の部合計	17,763	17,449	17,335

## 3. 貸借対照表の推移

(単位:百万円%)

科目	年度末	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
資産の部	固定資産	64,219	93.4%	63,615	92.2%	63,470	90.4%
	有形固定資産	31,750	46.2%	31,557	45.7%	30,516	43.5%
	土地	4,646	6.8%	4,646	6.7%	4,646	6.6%
	建物・構築物	20,150	29.3%	20,825	30.2%	20,067	28.6%
	教育研究用機器備品	4,240	6.2%	3,767	5.5%	3,483	5.0%
	図書	1,976	2.9%	2,007	2.9%	2,031	2.9%
	その他	738	1.1%	312	0.5%	289	0.4%
	その他の固定資産	32,469	47.2%	32,058	46.5%	32,954	46.9%
	有価証券	998	1.5%	1,000	1.4%	1,000	1.4%
	特定資産	28,430	41.3%	28,310	41.0%	29,493	42.0%
	その他	3,041	4.4%	2,748	4.0%	2,461	3.5%
	流動資産	4,561	6.6%	5,386	7.8%	6,755	9.6%
	現金預金	3,612	5.3%	4,990	7.2%	6,168	8.8%
	その他	949	1.4%	396	0.6%	587	0.8%
資産の部合計	68,780	100.0%	69,001	100.0%	70,225	100.0%	
負債の部	固定負債	5,013	7.3%	4,869	7.1%	4,747	6.8%
	長期借入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	退職給与引当金	5,013	7.3%	4,869	7.1%	4,747	6.8%
	流動負債	2,623	3.8%	2,473	3.6%	2,587	3.7%
	短期借入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	前受金	1,678	2.4%	1,735	2.5%	1,702	2.4%
	その他	945	1.4%	738	1.1%	885	1.3%
負債の部合計	7,636	11.1%	7,342	10.6%	7,334	10.4%	
基本金の部	第1号基本金	55,396	80.5%	56,088	81.3%	55,838	79.5%
	第2号基本金	4,556	6.6%	4,336	6.3%	4,836	6.9%
	第3号基本金	579	0.8%	581	0.8%	581	0.8%
	第4号基本金	711	1.0%	711	1.0%	711	1.0%
	基本金の部合計	61,242	89.0%	61,716	89.4%	61,966	88.2%
消費額収支の支部	翌年度繰越消費収支差額	△ 98	-0.1%	△ 57	-0.1%	925	1.3%
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		68,780	100.0%	69,001	100.0%	70,225	100.0%

## 4. 貸借対照表関係比率

	比率	算式(x100)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	93.4%	92.2%	90.4%
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	6.6%	7.8%	9.6%
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資産}}$	7.3%	7.1%	6.8%
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資産}}$	3.8%	3.6%	3.7%
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資産}}$	88.9%	89.4%	89.6%
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資産}}$	-0.1%	-0.1%	1.3%
7	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	105.0%	103.2%	100.9%
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}}$	97.1%	95.6%	93.8%
9	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	173.9%	217.7%	261.2%
10	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	11.1%	10.6%	10.4%
11	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	12.5%	11.9%	11.7%
12	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	215.3%	287.5%	362.4%
13	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$	79.9%	82.2%	86.4%
14	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	100.0%	100.0%	100.0%
15	減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(図書を除く)}}$	48.9%	49.2%	51.0%

## 5. 消費収支計算書関係比率

	比率	算式(x100)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	52.7%	51.1%	49.3%
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	71.9%	68.3%	66.4%
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	37.0%	36.7%	34.1%
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	6.6%	6.7%	6.2%
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0%	0.0%	0.0%
6	帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入}-\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	3.3%	4.4%	10.1%
7	消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	96.7%	95.6%	89.9%
8	消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	105.3%	101.6%	94.5%
9	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	73.3%	74.7%	74.2%
10	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	1.8%	1.2%	1.6%
11	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	14.5%	13.8%	13.2%
12	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	8.1%	5.9%	4.8%
13	減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却費}}{\text{消費支出}}$	14.9%	14.7%	14.4%